

山口県報

令和2年
12月14日
(月曜日)

目 次

○告示

家畜伝染病予防法第三十条の規定による消毒方法の実施（畜産振興課）



山口県告示第四百二十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第三十条の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

令和二年十二月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 目的

高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

二 区域

山口県全域

三 期日

令和二年十二月十五日から同月三十一日まで

四 実施の方法

飼養羽数が百羽以上の家きん飼養農場その他家畜保健衛生所長が必要と認める家きん飼養農場の家きん舎周囲及び外縁部に消石灰等を散布する。

令和二年十二月十四日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁